

資本関係又は人的関係がある者同士の同一入札への参加 を制限する運用基準

1 適用する入札

建設工事及び業務委託に係る一般競争入札に適用する。

2 入札を無効とする同族企業同士の同一入札への参加

(1) 入札公告日から入札書提出期間の末日までの間に、次のアからウのいずれかに該当する場合、発注者は該当する者を資本関係又は人的関係がある者(以下「同族企業」という。)同士と判断する。

ア 資本関係は次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合

ただし、子会社等(会社法第2条第3号の2の規定による子会社等。以下同じ。)
又は子会社等の一方が更生会社(会社更生法第2条第7項に規定する更生会社。以下「更生会社」という。)
又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等(会社法施行規則第2条第3項第2号の規定による会社等。以下同じ。)
である場合を除く。

(ア) 親会社等(会社法第2条第4号の2の規定による親会社等。以下同じ。)と子会社等の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

会社法 第2条(抜粋)

三 子会社 会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

三の二 子会社等 次のいずれかに該当する者をいう。

イ 子会社

ロ 会社以外の者がその経営を支配している法人として法務省令で定めるもの

四 親会社 株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

四の二 親会社等 次のいずれかに該当する者をいう。

イ 親会社

ロ 株式会社の経営を支配している者(法人であるものを除く。)として法務省令で定めるもの

会社法施行規則 第2条第3項(抜粋)

二 会社等 会社(外国会社を含む。)、組合(外国における組合に相当するものを含む。))その他これらに準ずる事業体をいう。

イ 人的関係は次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合

ただし、(ア)は会社等の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

(ア) 一方の会社等の役員が他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

役員とは次の者とする。

1 会社等の代表権を有する取締役

2 取締役(社外取締役を含む。ただし委員会等設置会社の取締役を除く。)

3 委員会等設置会社における執行役又は代表執行役

4 名称が異なっても1から3のいずれかの職務権限等に該当する者

ただし、監査役、執行役員は役員としない。

ウ その他

上記ア及びイ以外で上記ア又はイと同等な資本関係又は人的関係がある者と発注者が判断した場合

- (2) 上記(1)の同族企業同士が同一入札に参加した場合、公正、公平な競争入札が阻害されたおそれがある入札と判断し上記(1)の同族企業同士が行った入札を無効とする。
- ただし、入札書提出後から開札までの間に発注者に辞退届を提出し入札辞退をした者がいて開札時点で同族企業同士の同一入札への参加状態が解消されている場合はこの限りでない。
- (3) 共同企業体の場合、他の共同企業体との構成員同士、又は共同企業体の構成員と単体企業が上記(1)の同族企業同士の場合は当該構成員を含む共同企業体を上記(1)の同族企業と見なす。

3 同族企業同士の判断方法

(1) 一般競争入札(標準型)

- ア ふじみ野市建設工事制限付一般競争入札試行要綱第4条の規定の参加申請の提出書類に「資本関係又は人的関係確認書」(以下「確認書」という。)を含める。
- イ 開札後に落札者となる可能性が最も高い者(以下「落札候補者」という。)の確認書に記載された同族企業が当該入札に参加しているか否か発注者が確認する。
- ウ 上記イで落札候補者の確認書に記載された同族企業が入札に参加していた場合、落札候補者の確認書に記載され、かつ同一入札に参加した同族企業が提出した確認書で、落札候補者とその者が同族企業か否か確認する。
- エ 上記ウの確認で同族企業同士の同一入札と発注者が判断した場合、当該同族企業同士の入札(該当する複数者の入札)を無効とする。

(2) 一般競争入札(事後審査型)

- ア ふじみ野市建設工事等請負一般競争入札(事後審査型)実施要綱第16条の規定の参加資格の審査に必要な書類に確認書を含める。
- イ 落札候補者が提出した確認書に記載された同族企業が当該入札に参加しているか否か発注者が確認する。
- ウ 上記イで落札候補者が提出した確認書に記載された同族企業が同一入札に参加していた場合、発注者は落札候補者の確認書に記載され、かつ同一入札に参加した同族企業からも確認書の提出を求める。
- エ 上記イ及びウの確認で同族企業同士の同一入札への参加と発注者が判断した場合、当該同族企業同士の入札(該当する複数者の入札)を無効とする。
- (3) 上記(1)又は(2)において発注者に疑義が生じた場合、発注者は入札参加者の全部又は一部の者に対し追加資料の提出や事情聴取を行うことができる。

4 確認書の変更

- (1) 一般競争入札(標準型)で確認書の提出時点で同族企業同士でなかった者が入札書提出期日の末日までに同族企業同士となった場合、その者は直ちに発注者に対し新たな確認書をファクシミリなどで提出しなければならない。
- (2) 上記(1)の場合、発注者は新たに提出された確認書により上記3の判断を行う。

5 確認書等への虚偽記載

- (1) 落札者決定後に落札者の確認書及び申出書の記載内容に虚偽(以下「虚偽記載」という。)が契約締結前に判明した場合、発注者は入札手続きを無効とし、落札者決定を取り消すものとする。

- (2) 契約締結後に契約相手の虚偽記載が判明した場合、工事（業務）着手前であれば発注者は定めのない事項についての協議の規定により契約解除の協議を行うものとする。
また、工事（業務）着手後の場合は契約相手の入札時の不正行為の有無や工事（業務）進捗状況などを考慮したうえで発注者は当該契約を継続するか解除するかを適切に判断するものとする。
- (3) 確認書等に虚偽記載があった場合、ふじみ野市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づき入札参加停止等の措置を行う場合がある。

6 入札参加者の情報交換

- (1) この運用基準の同族企業同士の同一入札への参加を回避するために、同族企業同士が入札前に入札参加意思の確認を行うことは適正な入札の執行に支障を及ぼすおそれのある情報交換にあたらないものとする。
- (2) 同族企業同士が同一入札に入札書を提出した後から開札までの間、同族企業の1者を残し、他の同族企業の入札辞退を目的に当該同族企業同士が入札価格等（総合評価方式の場合は技術評価点に関する事項を含む。以下同じ。）を開示し合うことは適正な入札の執行に支障を及ぼすおそれのある情報交換にあたるものとする。
ただし、入札価格等の開示がない場合はこの限りでないものとする。

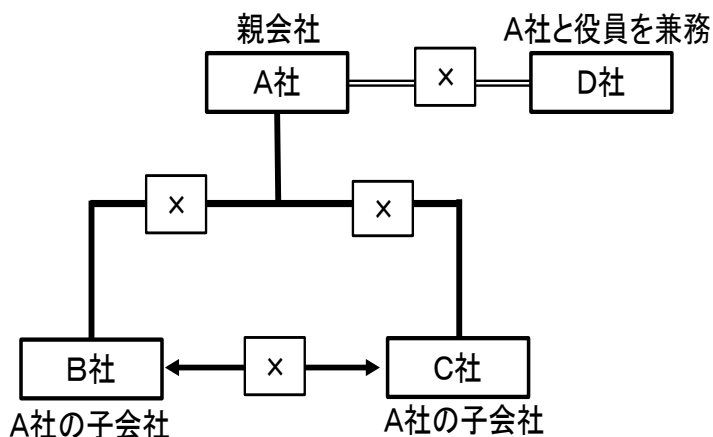
7 適用日

- (1) 平成30年11月1日以降に入札公告を行う一般競争入札から適用する。
- (2) 上記(1)にかかわらず、平成30年10月31日までに入札公告された入札については従前の例によるものとする。

参考 1 同族企業同士の同一入札への参加を無効とする例

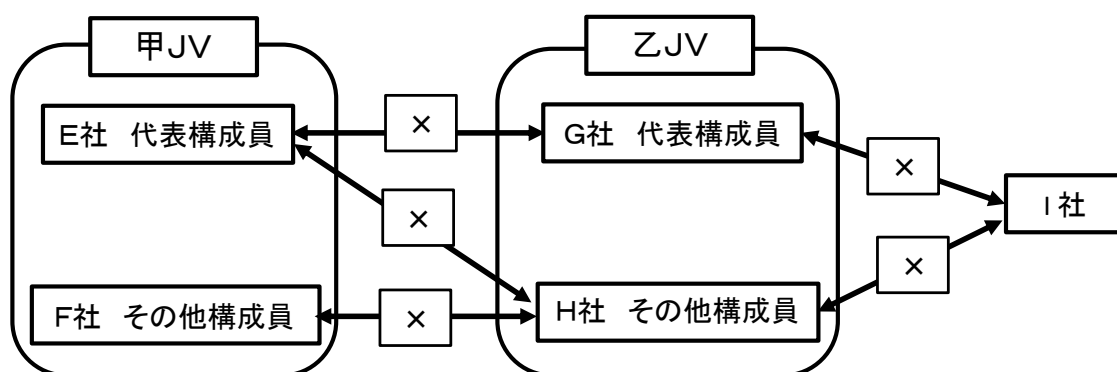
(1) 単体企業の場合

- ア A社とB社(又はC社)は同族企業同士のため、A社とB社(又はC社)が同一入札に参加した場合、A社及びB社(又はC社)が行った入札は無効とする。
- イ B社とC社は同族企業同士のため、B社とC社が同一入札に参加した場合、B社及びC社が行った入札は無効とする。
- ウ A社とD社は同族企業同士のため、A社とD社が同一入札に参加した場合、A社及びD社が行った入札は無効とする。



(2) 共同企業体の場合

- ア E社とG社が同族企業同士であり甲JVと乙JVが同一入札に参加した場合、甲JV及び乙JVが行った入札は無効とする。
- イ E社とH社が同族企業同士であり甲JVと乙JVが同一入札に参加した場合、甲JV及び乙JVが行った入札は無効とする。
- ウ F社とH社が同族企業同士であり甲JVと乙JVが同一入札に参加した場合、甲JV及び乙JVが行った入札は無効とする。
- エ I社とG社(又はH社)が同族企業同士であり乙JVとI社が同一入札に参加した場合、乙JV及びI社が行った入札は無効とする。



参考2 フロー図

【資本関係又は人的関係がある者同士の同一入札への参加を制限する運用基準】のフロー図

